

過疎対策等の推進に関する重点提言

過疎地域等の厳しい現状と今後見込まれる人口減少・少子高齢化の更なる進行を踏まえ、時代に対応した実効性ある過疎対策等の推進を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域等の振興については、実効性ある対策を中長期的観点に立ち、計画的・継続的に講じる必要があることから、引き続き、過疎地域の振興が図られるよう新たな過疎対策法を制定すること。
また、過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。
2. 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とともに、所要額を確保すること。
また、過疎地域等において、地域の実情に応じた各種施策が円滑に実施できるよう、財政負担の一層の軽減を図ること。
3. 過疎地域の自立促進、雇用拡大及び産業振興を図るため、過疎地域における事業用設備に係る特別償却について、過疎地域の実情を踏まえ、更なる拡充を行うなど必要な措置を講じること。
4. 新たな過疎法においても、現行法第33条の規定による「市町村の廃置分合等があった場合の特例」を存置すること。
また、過疎地域の要件と単位については、現行の過疎地域を引き続き対象とすることを基本としつつ、過疎地域の特性を的確に反映したものとするこ